

爬虫類飼養管理ワーキンググループ（第2回）

議 事 概 要

1. 日時 令和5年2月9日(木) 15時00分～18時00分
2. 会場 フクラシア八重洲 E会議室（オンライン併用）
3. 出席者

座長	戸田 光彦	自然環境研究センター 研究主幹
委員	宇根 有美	岡山理科大学 獣医学部獣医学科 教授
	霍野 晋吉	ヤマザキ動物看護大学 特任教授
		日本獣医エキゾチック動物学会 顧問
	平林 雅和	オールペットクリニック 院長
	三谷 伸也	鳥羽水族館 飼育研究部長
	若尾 慶子	世界自然保護基金ジャパン 第2自然保護室
		野生生物グループ ペットプロジェクトリーダー
オブザーバー	東 さちこ	PEACE 代表
	石橋 徹	いのかしら公園動物病院 院長
事務局	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長
	田村 努	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 専門官
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 専門官

4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）について検討が行われた。

（1）爬虫類の飼養管理基準に関する検討について

◆ オブザーバーの石橋氏より

提出資料1 爬虫類の現状の課題等および爬虫類に関する飼養管理基準について
以下の説明が行われた。

- いまから20数年前のナショナルレプタイルブリーダーズエキスポ（アメリカ合衆国フロリダ州）というブリーダーイベントは、単なる直売会ではなく、研究会の意味もあって、爬虫類ブリーダーや爬虫類学者が技術・知見を高め合う場も設けられていた。そのイベントにおいて、当時からプラスチック製の透明カップが輸送・展示に利用されていた。興味があったので、この入れ物で大丈夫なのかと質問したところ、いろいろな物を試して、失敗もし、試行錯誤した結果この方法にたどり着いた。との回答を得た。日本での

ブリーダーイベントは、その形をそのまま応用した形で誕生しており、そこからさらに日本にあわせた工夫がされている。

- 近年、プリンカップによる輸送と展示が個体の福祉に反するという指摘がある。一般人の目から見ると、窮屈そうに感じるかもしれないが、上記のような一番良い形であることを理解されたい。そもそも、今回の規制対象は、業者である。あくまでも商売として採算がとれるか否かが重要であり、採算性を度外視した取扱いを強制することには無理を感じる。
- 以前、爬虫類が愛護動物に指定された際、環境省の依頼で、愛護動物適正飼養マニュアル（爬虫類）の作成に参加した。このとき、カメレオンについて執筆を担当した委員が、冒頭に“カメレオンは厄介な生き物である”と記載した。他の委員からは名言として絶大なる支持を得たが、環境省からは「もっと科学的な表現にするように」との指摘を受けた。しかし、“厄介だ”という中には、「安易に飼育しない」、「飼育するならばしっかり準備するように」とのメッセージが込められており、実際にカメレオンに向き合った人間でないとわからない奥の深い表現であった。このとき痛感したのは、爬虫類としっかりと向き合ってきた者たちと、一般の方との認識には大きな乖離があるということ。僅かな文字数のマニュアルで、全てを網羅することはほぼ不可能であると委員全体が実感しながらどうにかテキストは完成した。この時の経験を踏まえて、今回の爬虫類に関する飼養管理基準の作成には、大変な無理を感じる。そして無理であろうと、期日までに完成させることは決まっているため、そのように無理ある飼養管理基準をたよりに自治体職員が行政指導にあたることが想像される。爬虫類に詳しくない担当官が無理のあるマニュアルを手にも、爬虫類のプロに対し行政指導をすることの困難を危惧している。
- 我が国における爬虫類飼育の現状は、進歩・発展がめざましく、もはやひとつの文化と言って良いレベルに達している。それは、爬虫類飼育者は学究肌の人間が多いからである。彼らは外国文献を読みこなしながら飼育技術の確立を目指しているような人たちで、犬猫の飼育者とは様子が異なる。
- 専門情報誌やSNSの普及により研究者・動物園水族館職員・獣医・ブリーダー・ショップ従業員といった立場の違いを越え、専門家同士が互いに交流し、技術を高めており、互いを監視することによって不適切な振る舞いに対する自浄作用すら生まれている。なお、一般人から見た不適切と、爬虫類を深く理解した者から見た不適切は意味合いが大きく異なることに注意されたい。また、近年、爬虫類を診る獣医も増え、地方ごとに有名な獣医がおり、地方の有名ショップや著名ブリーダーとのつきあいも深く、個体を生存させるという共通の目的において有意義な情報交換が行われている。
- 上記の様なレベルの高い爬虫類愛好家が、さらに度を越して爬虫類と向き合った結果、爬虫類販売業者という人種が生まれる。さらに近年の法律の改正で、販売の現場には、動物の専門家である動物取扱責任者がいなくてはならないことになっている。裏を返せば、動物取扱責任者は国が専門家として認めた人材であり、一定の裁量権を持って良い

人材であると社会から認識されるべきである。

爬虫類の販売現場には、爬虫類の専門家たる動物取扱責任者が存在しているのであって、この現場に飼養管理の行政指導を入れるのであれば、最大限に現場の裁量権にまかせた、臨機応変の余地ある、決して細かすぎないおおらかなガイドラインを作成していくのが望ましいと考える。

- 爬虫類のイベント販売では専門家が対面で説明しており、大きな問題は起きていないようである。
- 個人ブリーダーは、我が国の爬虫類飼育文化において最も大切な存在の一つである。個人ブリーダーの活動は、野生個体の消費を減したり、各種疾病の蔓延を防ぐといった意義もある。非合法な行為に手を染めにくいという意味でも個人ブリーダーは健全な存在である。
- 個人ブリーダーは、自宅が事業所であるため、販売における様々な困難をかかえている。集客の効率はもとより、自宅に不特定多数の人間を招き入れるリスクなどにより、実際に自宅を舞台に商売している者はほとんどいない。個人ブリーダーにとって、ブリーダーイベントこそが唯一の活動の場であると言っていい。
しかし、近年、事業所以外で販売を禁止する規制ができたため、爬虫類の個人ブリーダーはイベント販売の道を断たれる危険性が生じた。個人ブリーダーが存続するためにはブリーダーイベント販売は必須であり、あくまでもそれを認める形で、健全に存続できるように行政指導していただければと思う。
- 現状としてホームセンターの販売には若干の問題を感じる。ホームセンターに勤務する動物取扱責任者の専門性が、犬、猫や魚類に偏っている可能性があるからだ。爬虫類は片手間で生かせるものではない。もしも、担当している動物取扱責任者の守備範囲に爬虫類が含まれていない場合は、爬虫類の勉強をするよう勧告し、技術指導すると良い。
(販売を) 難易度の低い種類に限定することも一つの方法である。
- 飼養管理基準については、犬猫と同様に考えることは不可能である。犬は生物学的に一種。猫も生物学的に一種。一方で、爬虫類は実際に飼育されているものだけでも千数百から数千といった規模で種の幅が広い生物群である。一律で飼養管理基準を作ることは不可能であると感じる。不可能であるが、完成の日程はすでに決まっている。もしそのような飼養管理基準による行政指導が開始されるのであれば、指導される販売業者はもとより、指導を担当する自治体の担当官にとっても大変困難な事態となるであろう。
- さらに、爬虫類には犬猫以上に個体差がある。仮に飼養管理基準を作ったところで、基準通りに事が進むことはまずない。現場においては、専門家の臨機応変、工夫や観察が物を言うのであり、彼ら専門家の手をもってしても基準化は困難であろう。今回の規制対象は、あくまでも商売をしている人々である。人件費を含め、設備などに新たな投資が求められると実現は困難である。商売として採算分岐点を超えるような規制を作ると、廃業を余儀なくされるケースも出てくる。爬虫類販売業者をなくすことが目的でないとするならば、がんじがらめにするのではなく、彼らの専門性を信頼し、裁量権を最大限

認める方向性で基準を策定してほしい。

- 目指すところは科学的知見からどう見ても不適切な扱いを排除する作業かと思うが、それはつまり、とてもおおまかな内容となるはずである。

以上の発表に対し、以下の質問があった。

- 近年のイベントでは子ども連れやカップルなど、いわゆる学究肌ではない人が動物園気分で来ている。主催者側も広く浅く来て欲しいということを目的にしているように見えるが、どのように見ているのか。（委員）
- イベントには種類があって、輸入してきた野生動物を売っている大きなイベントは素人では飼育できない種も売っている。ただ一方で、生まれて初めて飼育するペットがオオトカゲという人に対しそれなりに指導し、売った後もマンツーマンでフォローしていた。ただ野生動物を飼育することは良いことではないと思う。（オブザーバー）
- プリンカップは生存させやすいことと同時に安く、売り手の利益、利潤を担保しているものと思う。イベントにおける移動手段としては一歩譲るが、ショップでもプリンカップで売られている。飼育に対して知識がある人がプリンカップを使用していることについて改める時期が来ているのではないか。（委員）
- そういうショップがあることを知らなかったが、ショップに関しては、相手も専門家であり生かしておく知識や応用力は持っているので話せばわかると思う。（オブザーバー）
- 爬虫類の販売時に給餌できないプリンカップは多用しておらず、プラスチックケースで飼育されている。プリンカップは両生類に多い。（委員）

◆ オブザーバーのPEACE東氏より

提出資料 2 動物取扱業における爬虫類の取扱いについて

以下の説明が行われた。

- 2019年までの間に動物愛護管理法が改正されることを受け、NPO法人動物実験の廃止を求める会（JAVA）、NPO法人アニマルライツセンター（ARC）と3団体で改正のキャンペーンを行った。問題業者が規制によって淘汰されない背景には、具体的基準がないためであると訴え、改正法第21条に“犬猫等販売業者の基準をできる限り具体的なものにすること”との文言が入れられた。一方で環境省へ対象外となった犬猫以外の動物についても検討を要望してきた経緯がある。本日は3団体で検討した改正案の主だった部分を取り上げたい。
- 一番の懸念は、爬虫類に関する基準の追加だけでは、省令の全ての動物にかかっている部分や犬猫だけになっている部分の改正が行われぬままになるのではとの点である。
- 理由には、爬虫類の展示即売会の増加がある。プリンカップを輸送で使うことは仕方ないと思うが、前日搬入で売れなければ数日間プリンカップの中に入れられたままであり、体もまっすぐにできない状態である。イベントの（動物取扱業としての）登録も主催者だけの登録の自治体もあり、適法性が微妙である。

- 常設店舗でも、カメが体のサイズぴったりのケースに入れられ、体を動かせず行動の自由が全くない状態を何とかして欲しいとの意見が寄せられる。
- 移動展示やふれあいを含めた展示業については、アニマルカフェなど簡易な展示が増えている。本来の生息地の環境を参考にしていきたい。爬虫類の場合、紫外線、温度、湿度の管理や給水方法が特殊な場合もある。暑すぎないように温度勾配をつけると言われているが広さがなければならない。水棲・半水棲の種などもあり、細かく規定することは難しいかと思うが定性的でも改善できる表現を検討していきたい。
- 爬虫類販売業界では、狭い空間があれば良く、安全だと感じるから良いと言われるが、否定する科学論文が獣医学会誌に掲載されている。他の動物と同様に爬虫類も自発的に動くことができる空間を必要とし、動物は必要とき自発的に『隠れ場所』を探す。また爬虫類は痛み、ストレス、恐怖、不安を感じる能力があることが示されている。
- イギリスでは有名な爬虫類市場が昨年廃止され、爬虫類の展示即売がほぼ全廃に近い状態になっているようである。イギリスの法定ガイダンスのパートKが爬虫類と両生類であり、スペース要件などの数値規定が参考になる。また、ドイツに明確な法はないが、1997年に「爬虫類飼育の最低条件に関する専門家グループの報告書」が出ており、推奨値も出ている。
- 移動動物園ではリクガメに子供を乗せるなどされているが、韓国では動物園・水族館が所有する動物に人間を乗せるサービスは禁止になった。
- 3団体でイギリスを基にし、飼育設備最小スペース要件案を作成した。アイルランドでは長辺の設定しかなく、フロリダ州の規制ではカメが計算しづらくトカゲは成長サイズに合わせた規制になっており、そこまでの細かさは日本では厳しいと考えイギリスを基にした。一方、ヘビ類はまっすぐにするべきとの論文も出ており、ドイツの専門家意見でも全長に対して1必要とあったため、ヘビ類のみイギリスより厳しくした。3団体の提案内容が基準に盛り込まれれば、海外と同じ水準の基準になるのではないかと考える。
- 今の条文では水棲や半水棲の事項が少ない。泳ぐとはどの程度の水位が必要かなど考え、意識できる基準にしていきたい。
- 従業員数の規程について具体的な設定は難しいと思うが、衛生に問題のある店に対し、人員に対してどれくらいの動物が飼育可能か根拠を検討させるようなものがあればと思う。触れ合いについては、1匹に対してスタッフ1人が理想で、少なくとも1種に1人は必要である。
- 爬虫類をハーネスや紐で展示しているが、飼養保管基準では拘束展示をしてはいけないと書かれている。行動の自由を奪うことは不可にしていきたい。
- 触れ合いは最低限にとどめることを入れていただきたい。厚労省の人畜共通感染症のガイドラインにおいてエキゾチックアニマルの触れ合いは不可となっている。整合性を取っていただきたい。
- 輸送についても、適さない状態の動物は輸送しないなどの強化が必要。
- 現状で省令に検疫の概念がなく目視で健康状態を見ている。新たな動物の飼養施設への

導入に当たり、検疫の概念をきちんと強化していただきたい。

- 単独飼育、多頭飼育について、室内型の展示施設で複数種のヘビの展示があり、単独飼育の種であり問題と行政に伝えたが基準がないとの回答で対応いただけなかったが、実際に共食いが起きた事例がある。また、被捕食者から捕食者が見える状況で展示することについても、問題ではないかと自団体に問い合わせが来ている。ストレスへの配慮、繁殖の周期にも配慮した書きぶりにしていただきたい。
- 現行の省令には水質管理の規定がないため、健康上本当に問題はないのか検査をさせたり水の入れ替えをさせたりできる基準としていただきたい。
- 海外のショーで禁止されているレモンフロスト（ヒョウモントカゲモドキの一品種）など遺伝的に奨励されない繁殖について、参考として見解を示してもらえるとありがたい。
- 怪我をしているなど動物の行動や状態から改善指導が行えるようにしていただきたい。また表示の「生産地」を「生産者」にしていきたい。
- 密猟・違法取引の規制を動愛法に入れ込むのは難しいかと思うが、同じ環境省として希少種への対応を入れていただきたい。

以上の発表に対し、以下の質問があった。

- 簡易な移動展示の増加とあったが、具体的な数値があれば教えていただきたい。（委員）
- 論文においてアニマルカフェの施設数はあったかと思う。展示即売会は通販の禁止以降増えてきたと感じている。触れ合い移動動物園は昔からあり、増減は大きくないかもしれない。デパートなどのちょっとした展示やアニマルカフェが増えている印象である。（オブザーバー）
- JAZAでも動物福祉について強く取組まれているがなぜ欧米に合わせなければならないのか。（委員）
- 欧米に合わせるとの認識はない。欧米で研究が進み、成果が出ているものが多いためである。あくまで動物福祉は科学的なものと考えている。イギリスの展示即売会の廃止についても科学的見地に基づいているとのプレスリリースがある。（オブザーバー）
- 欧米と動物に対しての考え方の違いが根本的にある。日本国として独自のものを持っていればよいと思う。（委員）
- 流通形態が多様であること、業者の知識レベルも異なること、陸棲、水棲など生態も様々であり、一緒にすると議論が掛け違える。本ワーキンググループはどこに目的を持ち、どこから整理し、科学的に根拠に基づき何が良いのか、決めることができるかどうかを含めて判断しなければならない。（委員）
- 両氏のプレゼンテーションは非常に参考になった。色々な扱われ方の形態をどのように整理するのか、ずっと同じ状態か、輸送など一時的なのかを分けなければならない。輸送とはどの程度の時間なのか、短時間であれば問題ないかといったことが議論になると思う。しっかりと前提条件の整理をしなければ議論できない。（委員）

事務局より、

資料 1－1 爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた調査方法について

資料 1－2 爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた調査結果について

資料 1－3 文献調査結果から抽出された内容と現行の飼養管理基準との関係

資料 1－4 爬虫類に関する第一種動物取扱業者の業種

資料 1－5 本日の論点

資料 1－6 今後の検討スケジュールについて（イメージ）

について、以下の説明が行われた。

- 資料 1－1、前回ワーキンググループにおいて調査方法とした文献調査、課題調査、ヒアリング調査、現地実態調査、加えて文献調査では代表 4 種（クサガメ、ケヅメリクガメ、ヒョウモントカゲモドキ、ボールパイソン）の飼養管理方法、爬虫類の生理・生態や習性及び爬虫類全般に関する飼養管理方法など、具体的な調査方法を示している。
- 資料 1－2、爬虫類について、規模及び構造、従業員数、環境管理、疾病管理、展示または輸送、繁殖、その他の整理項目の内容が記載された延べ文献数、記載された内容を項目の内容及び対象とする分類群別に集計した延べ文献数の整理結果、動物飼養管理上の課題が指摘されている事例等の検索結果、既に実施されているヒアリング結果を示している。
- 資料 1－3、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和 3 年環境省令第 7 号。以下「飼養管理基準」という。）において犬猫以外にも適用される規定について、文献調査において爬虫類に関しより具体的な内容の記載があった項目（飼養管理基準のうち、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項のみ）を示している。
- 資料 1－4、ウェブサイト上で公表されている 25 都道府県、10 政令市及び 4 中核市の第一種動物取扱業登録簿の集計より得られた、主な動物の種類ごとの最も多い業種を示している。
- 資料 1－5、資料 1－1 調査方法及び資料 1－2 調査結果を踏まえ、調査不足の事項及び具体的な追加調査方法についてご意見頂きたい点、及び前回ワーキンググループでのご意見及び調査結果を踏まえて、代表 4 種、生理・生態や習性グループ、爬虫類全体、課題が指摘される事例への対応というそれぞれの観点から検討し、法 21 条第 2 項に規定された 7 項目ごとに整理する基準策定方針、及び飼養管理基準に追加すべき項目（資料 1－3 参照）についてご意見頂きたい点を本日の論点として示している。
- 資料 1－6、今後の検討スケジュールについて（イメージ）を示している。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 業者にもレベルがあるが、ヒアリングの業者数はどのくらいなのか。また選定の視点は何か。文献も新旧で表現が違う。内容に齟齬が出るがどのような判断をしたのか。（委員）
- 爬虫類を扱うブリーダー、ペットショップ、爬虫類扱う動物カフェ、その他小型哺乳類等の触れ合い施設の 4 事業者へのヒアリングである。爬虫類ショップは客層で分けて 2

箇所選定した。動物カフェは爬虫類専門カフェのうち取材を受けていただいた事業所である。触れ合い施設は扱う動物種が多いところを選定した。（事務局）

- 科学論文は新しいものを優先的に選んでいる。文献内の情報の齟齬については、現時点でどれが正しいかの判断はせず、齟齬のある記載は下線を引いている。（事務局）
- 感染症の疫学的なものやズーノーシスに関わる対策について、海外の基準や文献でどのように書かれていたのか。（委員）
- 人畜共通感染症について調査対象としている。現時点で整理できていないので次には提出したい。（事務局）
- 韓国ではペットとして飼育できる爬虫類を規制するホワイトリスト化の作業が非常に進んでいるとの情報がある。ペットとされる爬虫類への規制に取組む地域の文献を洗っていただきたい。また、ヒアリングについて獣医師にもヒアリングしてはいかがか。（委員）
- アジア圏など韓国の事例を含めて参考があるか調査したい。（事務局）
- 検討委員、オブザーバーにも獣医師はいるので、適宜、獣医師学的観点での意見はいただけたらと思う。（委員）
- ヒアリング先について、大量に扱い販売するホームセンターへのヒアリングはしたのか。（委員）
- 現地実態調査はしていないが、ヒアリングで事業者団体の方々のご意見を伺っている。（事務局）
- 代表種4種について調べた結果をプロの飼育者に見ていただくことで過不足が分かるのではないか。（委員）
- 飼育に携わっているが、例えば子ガメと親ガメでは温度帯が違う。ただし、この4種に限って言えば、ノウハウは一般向けの飼育書に分かりやすく書かれているため、不足の部分もあるがおおまかな部分ではほぼ網羅されていると思う。（委員）
- ペットホテル業、カフェ業、ブリーダーなど取扱の業でカテゴリー分けしてはどうか。また、動物は夜行性や樹上性などの習性で区別できるのでそれと組み合わせではどうか。運用については、動物愛護推進委員で運用してみるのはいかがか。一番の近道はホワイトリスト化である。（委員）
- 資料1の本日の論点において調査不足の項目がないか。また、この結果を踏まえて、7項目ごとに整理していく基準の策定の方法とか、今、もう定められている基準の中に爬虫類ならではのことで追加すべき項目がないか御意見いただきたい。（委員）
- 床材については販売時、繁殖時で使用するものが違ってくる。床材に関してもう少し踏み込んだ仕分けが必要である。（委員）
- 7項目について、何のために作るのかで内容が違う。獣医学領域の観点では水棲動物の床材を誤食するようなものにすると事故が起きる。砂利が自然であるからと考えカメの床材にすると誤食する上、掃除が上手くいかない。7項目の基準は押さえ、運用については後程考えて、飼育のプロが見て過不足があれば増やしていただくのが良いのではないかと

いか。（委員）

- 爬虫類は種数が多く生態が違う。検定制度にし、運用をプロに任せてはどうか。基準を作っても、動物が遺棄されたり、基準に記載したことしかやらない等の問題が出る。（委員）
- 欧米では動物の飼育については学問の体系ができている。動物を適正に飼育し繁殖させる知的活動は活かさなければならない。現在地球環境が変化しており、域外飼育で種を保存することもある。ホワイトリスト化は難しい。疾病検疫については後の議論で話したい。（委員）
- 情報を沢山集めれば枠組みができるものではない。行政としての意思・目的をもって作るものかと思う。今後基準にどのように入れていくのか枠組みを考えると、そこが示されていないと議論しにくい。情報収集と並行して交通整理を進めていただきたい。（委員）
- 「動物取扱業」に対する基準の検討がミッションである。動物取扱業者は行政から見るとプロであり、そのプロ向けに考えていく目線で良いと思う。検定制度は、今回の議論で扱うことが難しい。業種によって取扱い方が異なるのご指摘については、展示業、販売業、繁殖業など業ごとに基準で書き分けることは可能かと思う。（事務局）
- 全般に樹上で暮らすヘビやトカゲは他と大きく異なる管理が必要であり、かつ飼育が難しい。樹上性のものについての情報が抜けているので追加した方が良い。水生傾向の強い、ほとんど魚のように過ごす爬虫類もいるので、これももう少し情報があつた方が良い。（委員）
- 本日のご意見を参考に事務局の方でさらに情報の収集整理を進めていただきたい。（委員）

（２） その他

事務局からは特になし。

- カメについても水棲ガメに分類されているもの、陸ガメに分類されているものなど分類の仕方をもう少し調査していただければと思う。（委員）
- 代表種４種について集めた情報から、４種の扱いはある程度見えてくると思う。多種多様にわたっている爬虫類はそこからこぼれてしまうものが膨大にあるので、集めた情報をどのように使うかということを提示いただきたい。（委員）
- 調査、現場の声を聞くことは重要だが、委員等飼育のプロの委員が意見を言っていて、我々が先導しなければならない。また代表種４種以外は取り上げないのかとの意見が必ず出てくると思う。事務局の調査やヒアリングをもとに漏れを最小限にして建設的な意見をもって皆で進められればと思う。（委員）
- 今後、漏れたものをどのように包括的にうまく入れていくのが難しい。（委員）
- 情報を沢山積み上げれば基準が自動的に見えてくるものではない。代表種４種の基準を

作りそれを参考にするのか、カテゴリー分けについてももう一度議論するのか、次回にははっきりしたい。何のためのどのような基準を作っていくのかワーキンググループの中で確認すべき。（委員）

- ホワイトリストについては是非やってほしい。輸入個体数を見ると年間の新規の犬の飼育開始数に匹敵するくらい流通しており、大きな社会問題かと思う。飼育が困難な種について飼育を制限できるような仕組みをお願いしたい。また、基準について相談できる専門機関や専門家がいて行政が常に相談できる体制があれば良いと思う。（オブザーバー）
- 飼育は現場合わせの臨機応変なもので、ルールが決められない。細かい基準の替わりに、勉強会で良いのではないか。倫理や道德面、も含めて勉強し、業界全体の自浄化を図れる底上げをすれば、後は現場の裁量とすることが一番無難。逆に、何か基準を決めて、基準さえ遵守すればそれで良いとなってしまうことも大変危険。（オブザーバー）
- ホワイトリストについては、種類ではなく、誰が飼育するかが問題。プロと素人では飼育して良い種類が異なる。一律に種類で飼育の可否を決めることは不公平が生じる。飼育して良い種類、してはいけない種類は決められないのではないか。（オブザーバー）
- クサガメが代表種として挙げられているが、同じ属の中でもニホンイシガメの方が陸棲傾向が強い、ミナミイシガメはより夜行性であるなど性質が異なる。そのような違いをどのように最低限の基準に落とし込むのか、かなり検討しなければならない。引き続き情報を集めていただきながら具体的に検討する時期に入っている。ご協力賜りたい。（座長）
- 長時間ご熱心にお話しいただき感謝申し上げます。今回は情報をできるだけ集めて共有する段階であった。際限なく情報を集めても仕方がないとのお話を頂いた。集めた情報の中から必要な内容を選択し、作りたい基準のコンセプトを示すことが事務局の与えられた役割かと思う。次回に向けて準備したい。（事務局）

以上